

青森県報

第二千五百七十九号

平成十八年
一月十八日
(水曜日)

目次

告 示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出	(健康福祉課)	一
右 同	(同)	一
右 同	(同)	二
生活保護法による介護機関の指定	(同)	二
右 同	(同)	二
右 同	(同)	三
飼料の試験の結果の概要	(畜産課)	三
漁業の許可等の申請期間	(水産振興課)	四
漁船保険付保義務の同意を求めるとの届出	(同)	四
道路の区域の変更	(道路課)	五
道路の供用の開始	(同)	五
青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表	(障害福祉課)	六
開発行為に関する工事の完了	(建築住宅課)	六
建設業者の許可の取消し	(八戸県土整備事務所)	六

告 示

示

青森県告示第二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	施設の種類	廃止年月日
特別養護老人ホーム あんじんの郷	東津軽郡外ヶ浜町字平館 野田鳴川二二二の三	介護老人福祉施設	平成 一七・一・三〇

青森県告示第二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所		廃止年月日
			名 称	所 在 地	
社会福祉法人 平館村社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川二〇八の二	訪問介護	平館村社会福祉協議会指定訪問介護事業所	東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川二〇八の二	平成 一七・二・三〇
社会福祉法人 蟹田町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	訪問入浴	社会福祉法人蟹田町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	"

社会福祉法人 平館村社会福 祉協議会	東津軽郡外ケ 野 浜町字平館 川二〇八	通所介護	平館村社会福 祉協議会指定 事業	東津軽郡外ケ 野 浜町字平館 川二〇八	"
社会福祉法人 蟹田町社会福 祉協議会	東津軽郡外ケ 野 浜町字下蟹 田四三	"	社会福祉法人 蟹田町社会福 祉協議会	東津軽郡外ケ 野 浜町字下蟹 田四三	"
社会福祉法人 平館村社会福 祉協議会	東津軽郡外ケ 野 浜町字平館 川二〇八	短期入所 生活介護	特別養護老人 ホームあんじ の郷シヨウ トステイ	東津軽郡外ケ 野 浜町字平館 川二〇八	"

青森県告示第二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人 平館村社会福 祉協議会	東津軽郡外ケ 野 浜町字平館 川二〇八	平館村社会福 祉協議会指定 居宅介護支 援事業所	東津軽郡外ケ 野 浜町字平館 川二〇八	平成 一七・三・三〇
社会福祉法人 蟹田町社会福 祉協議会	東津軽郡外ケ 野 浜町字下蟹 田四三	蟹田町社会福 祉協議会指定 居宅介護支 援事業所	東津軽郡外ケ 野 浜町字下蟹 田四三	"

青森県告示第二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

特別養護老人ホーム あんじんの郷	東津軽郡外ケ 野 浜町字平館 川二〇八	介護老人福祉施設	平成 一七・三・一
---------------------	------------------------------	----------	--------------

青森県告示第二十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

有限会社サン ライズ	五所川原市大 字漆川一掛 一五一	訪問介護 事業	五所川原市大 字漆川一掛 一五一	平成 一七・三・三
株式会社コム スン	東京都港区六 本木六丁目一 〇六 木ビルズ森 タクワ	株式会社コム スン和田相 坂ケアセンタ ー	相和田市大 字小林一〇 四四	平成 一七・三・三〇
社会福祉法人 外ケ野社会福 祉協議会	東津軽郡外ケ 野 浜町字平館 川二〇八	外ケ野社会福 祉協議会 事業所	東津軽郡外ケ 野 浜町字平館 川二〇八	平成 一七・三・一

青森県告示第三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

医療法人すみれ会	社会福祉法人つがる三和会	有限会社ブロンディ	社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	社会福祉法人つがる三和会	〃	社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	有限会社サンライズ	〃	〃
上北郡東北町三丁目一〇三	弘前市大字三和字上恋塚一	青森市大字戸山字赤坂二六八の一	東津軽郡外ヶ浜町字平館野八の二〇八	弘前市大字三和字上恋塚一	〃	東津軽郡外ヶ浜町字平館野八の二〇八	五所川原市大字漆川字袖掛一五一の一	〃	〃
〃	〃	認知症対応型共同生活介護	短期生活介護所	〃	〃	通所介護	訪問看護	訪問入浴介護	〃
グループホームすみれ湖	グループホームおのえ	グループホームブロンディ	特別養護老人ホームの郷ステイション	セイターおのえ	蟹田通所介護事業所	外ヶ浜町社会福祉協議会	訪問看護ステーションあおぞら	外ヶ浜町社会福祉協議会	外ヶ浜町社会福祉協議会
上北郡東北町三丁目三九〇	南津軽郡尾上町大字中佐渡一の上石田三六	青森市東大野一丁目二一の一	東津軽郡外ヶ浜町字平館野二の二二	南津軽郡尾上町大字中佐渡一の上石田三六	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二	東津軽郡外ヶ浜町字平館野八の二〇八	五所川原市大字漆川字袖掛一五一の一	〃	東津軽郡外ヶ浜町字下蟹田四三の二
一七・三・一	一七・三・三六	一六・一・五	一七・三・一	一七・三・三六	〃	一七・三・一	一七・三・三	〃	〃

介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定期月日
名称	主たる所在地	名称	所在地	
有限会社サンライズ	五所川原市大字漆川字袖掛一五一の一	居宅介護支援事業所あおぞら	五所川原市大字漆川字袖掛一五一の一	平成一七・三・三
社会福祉法人外ヶ浜町社会福祉協議会	東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川二〇八の一	外ヶ浜町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	東津軽郡外ヶ浜町字平館野田鳴川二〇八の一	一七・三・一
〃	〃	〃	〃	〃
医療法人尚志会	十和田市大字相坂字高清水七五〇	居宅介護支援事業所すみれがみ	三戸郡階上町倉前西七丁目九の四〇七	一七・一〇・一

青森県告示第三十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十七年十二月八日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										違反の内容			
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	T D N %		M E kcal/kg	その他 水分 %	
東北飼料株式会社 八戸市大字河原木字 海岸24の8	同 左	日配ロイラー肥育後期 用配合飼料 フローリッチMD	17.12	20.4	7.0	0.76	0.53	2.5	4.3					3.260	12.6		
		日配 成鶏飼育用配合飼料 LMアツア18	17.12	19.0	5.4	4.11	0.55	2.4	12.1					2,900	11.8		
		協同飼料 アツア8グラソナーW	17.12	19.0	6.0	0.94	0.64	2.6	5.4						81.6	12.8	
		日配子豚育成用配合飼料 子豚用豚豚78	17.12	16.7	3.6	0.51	0.48	2.8	3.6						78.1	13.9	
		日配肉豚肥育用配合飼料 肉豚用アツア79	17.12	15.5	4.1	0.45	0.42	2.6	3.4						79.0	13.6	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第三十二号

青森県海面漁業調整規則（昭和四十三年二月青森県規則第十一号）第八条第二項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により、小型機船底びき網漁業につき、その許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同規則第八条第三項（同規則第二十一条第三項において準用する場合を含む。）の規定により告示する。

平成十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

許可又は起業の認可を申請すべき期間

平成十八年三月六日から同月十七日まで

備考

- 一 漁業種類 手線第一種漁業
- 二 操業区域 下北郡尻屋埼灯台中心点と北海道函館市恵山岬灯台中心点を結んだ

直線の中点から正東の線以南、東経百四十二度三十分の線以西の太平洋における青森県沖合海域

三 許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度 十隻

青森県告示第三十三号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十条第一項の規定による同意を求めるための届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり公示し、届出に係る指定漁船調書を次のとおり縦覧に供する。

平成十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

届 出 事 項	指定漁船調書の縦覧
---------	-----------

青森	加入区 の名称	青森市大字久栗坂字山辺一四七番地の一	発起人の住所及び氏名	川村春光	期 間	平成十八年一月十八日から 同年二月一日まで	場 所	青森市漁業 協同組合
		青森市大字前田字湯の沢二番地		澤田繁悦				
		青森市八重田二丁目四番八号		齋藤貞一				

青森県告示第三十四号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年二月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。
 平成十八年一月十八日
 青森県知事 三 村 申 吾

図面 番号	道路 種類の	路線 名	変 更 の 区 間	変更の 前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	県道	岩崎西目屋 弘前線	弘前市大字黒土字川合八四の六から 弘前市大字国吉字目屋川一九の五まで	前	一、五三〇・三〇メートル	一、七五〇・〇〇メートル	
2	県道	十和田三戸 線	十和田市大字切田字家ノ下四四から 十和田市大字切田字横道八の二二まで	後	一、四・五〇メートルから 二、五〇メートルまで	二、四四九・四〇メートル	

青森県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年二月十七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年一月十八日

路線 名	供用開始の 区間	供用開始 の期日
十和田三戸 線	十和田市大字切田字横道一九二の一から 十和田市大字切田字横道一四の一まで	平成一八・一八

青森県知事 三 村 申 吾

公 告

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日
八戸信用金庫桔梗 野支店	八戸市大字市川町字桔梗野三五 の六五	金融機関	平成一八・一・二〇
八戸赤十字病院	八戸市大字田面木字中明戸二	医療施設	"

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名（名称）
平川市石郷柳田五三の五から五三の七 まで	平川市石郷柳田五三の三 三浦初枝 平川市石郷柳田五三の一 三浦明雄

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十八年一月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 板橋板金株式会社
- 二 代表者の氏名 板橋 邦郎
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市吹上二丁目四の一三
- 四 許可番号 青森県知事許可（般・一六）第二二三八号
- 五 取消年月日 平成十七年十二月二十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
屋根工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成十七年十一月二十四日前記建設業者が合併又は破産以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

（発行所・発行人） 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
------------------------------------	--	------------------------------